

佐賀大学医学部関連教育病院運営協議会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、昭和51年10月1日に佐賀医科大学長と佐賀県知事との間に締結した、佐賀県立病院好生館（以下「病院」という。）が佐賀医科大学の関連教育病院となることに関する協定書3の規定による運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、佐賀大学医学部（以下「医学部」という。）と病院それぞれの代表者からなる委員で組織する。

2 委員は、医学部と病院において、それぞれ次の各号により選任するものとする。

(1) 医学部 医学部長、病院長、臨床医学系教授（4名）、医学部事務部長

(2) 病院 館長、副館長（2名）、医局代表（3名）、事務長

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長を置き、医学部長をもって充てる。

2 協議会に副会長2名を置き、会長が指名する。

第4条 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、特定の事項を調査研究させるため専門部会を置くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置き、医学部総務課長及び病院総務課長をもって充てる。

2 幹事は、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、医学部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この規程は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。